

保育所における ソーシャルワーク的支援の可能性

—問題を抱える家庭を支援する保育士の変容プロセス—

鶴 田 智 子

I. 問題の背景と目的

平成 30 年 4 月より、新しく改正された保育所保育指針が適用されている。改正の背景には、0～2 歳児を中心とした保育所利用児童数の増加、地域との関わりが希薄化などの子育ての社会状況の変化等、保育をめぐる状況が大きく変化していることが挙げられる。子どもが育つ環境の問題が顕在化していく中で、保育所における家庭支援は、子どもの健全な育成には不可欠な要素である。

保育所保育指針第 4 章子育て支援 (厚生労働省 2017,p.56) では、「保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携および協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること」とあり、保育所保育指針解説 (厚生労働省 2018,p.347) では「保育所における子育て家庭への支援は、このような地域において子どもや子育て家庭に関するソーシャルワークの中核を担う機関と、必要に応じて連携を取りながら行われるもの」と記され、「ソーシャルワークの基本的な姿勢や知識、技術等についても理解を深めた上で、支援を展開していくことが望ましい」とある。

また、不適切な養育等が疑われる家庭への支援について、保育所保育指針 (厚生労働省 2017,p.57) では、「保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう務めること」とある。保育所保育指針解説 (厚生労働省 2018,p.354) によると、「保育士等は、一人一人の子どもの発達及び内面についての理解と保護者の状況に応じた支援を行うことができる

よう、援助に関する知識や技術等が求められる」とあり、内容によってはソーシャルワーク等の知識や技術を援用することも有効なケースもあると示されている。また、実際に個別支援を行なう際、必要に応じて市町村など他機関との連携、保育所内での支援の中心となる保育士等を施設長や主任保育士、その他保育士等と役割分担を行ない支えるといった体制を整え、組織的な対応をする必要があるとも記されている。

さて、保育所でのソーシャルワークの必要性は前述の保育所保育指針にも示されているが、どのような研究がなされているのか、今日における保育とソーシャルワークの学際的研究領域である「保育ソーシャルワーク」について研究動向を概観し、本研究の目的を述べる。

伊藤(2014,p.26)によると、保育ソーシャルワークとは「子どもと保護者の幸福のトータルな保障に向けて、そのフィールドとなる保育実践及び保護者支援・子育て支援にソーシャルワークの知識と技術・技能を応用しようとするものである」と定義している。つまり、「子どもの「幸福に生きる権利」の実現が子供の保護者・家庭のそれと基底的に結びついており、両者をトータルに捉えていくことや保育の原理・固有性を踏まえた独自の理論、実践として保育ソーシャルワークを構築していくこと」が大切であることを述べている。また、鶴(2009,p.54)は、保育とソーシャルワークを別々に捉えるのではなく、「保育所における援助活動を社会福祉援助実践から捉えたもの、あるいは子ども家庭福祉実践から捉えたもの」としての考えを主張している。研究者によって様々な捉え方があり、保育ソーシャルワークについての明確な定義はないのが現状である。保育ソーシャルワークの主体について土田(2012,p.107)は、「保育士の職務を構成しているのは対象児・者の支援に関わるケアワーク、もしくはケアである」とあり、「保育士をソーシャルワーカーとみなす」ことは困難としている。つまり、ケアとソーシャルワークを別けて考える主張である。一方で、千葉ら(2007,p.98)は、困難ケースを抱える保育士を対象とした研究で、子どもの問題行動の背景には、家族問題が深く関与していることを示唆し、ソーシャルワーク的役割を担う保育士が家族支援をする上で必要と述べている。また、原田ら(2011,p.64)は、子どもの貧困問題に着目して、保育所でも子どもの貧困に直面するケースが増えていることを指摘し、保育士が行なう保育ソ

シャルワークが求められていることを強調している。その上で、千葉(2014,p.44)は、保育士は子育て支援の担い手であり、その「子育て支援能力を引き上げることが急務である」と、保育士の資質向上に触れている。同様に宮崎(2012,p.19)は、「保育現場におけるソーシャルワーカー的な役割を、クライアント(保護者・子ども)に間近に接する保育士が当たることも適切と考え」られるとし、「保護者および地域の子育て家庭への支援を行うことが求められている。そのため、保育士の業務内容が多岐にわたっており、保育士の業務に対する期待も大きくなっている」としている。橋本(2017,p.22)は、保育現場で保育士がソーシャルワークを担うならば、クラス担任ではない保育士が専任として担い、できれば管理職が望ましいとし、それは「ケアワークとソーシャルワークの明確な区別をつける」ことにつながると主張している。

このように、保育所におけるソーシャルワークについて先行研究を概観すると、その「主体については、多くの論者が保育士という立場をとっている」(鶴田2009,p.47)。しかし、学校のスクールソーシャルワーカーのように法的に配置されていないため、各保育所で工夫をしながら対応していると考えられる。多くの保育所では、主任保育士が、在所児の子育て相談を含めた家庭支援を行っていることが多いが、「児童福祉施設最低基準」においては必置義務はなく、多様な業務内容が過重に課せられ疲弊している現状も報告されている(寺田2011,pp.89-93)。

一方、一定の条件を満たすと予算がつき加配保育士を配置することのできる「家庭支援推進保育事業」⁽¹⁾が存在する。家庭支援推進保育事業は、「部落差別の結果として不安定な就労状況におかれてきた被差別部落の親の仕事保障と、生存すら場合によっては脅かされたその乳幼児の生命を守ることはもとより、成長・発達の保障を求め」(曾和2006)た、同和保育を推進する事業の流れを汲む。つまり人権問題や貧困問題を是正、解消する目的で行われた背景のある「家庭支援推進保育事業」を活用することによって、配慮が必要な子どもと保護者、その家庭を支援していくことができるのではないかと考えられるのである。

以上、ケアワークとソーシャルワークの関係性、それに伴う保育ソーシャルワークの担い手、保育所内外の連携、など、保育施設における保育ソーシャル

ワークに関する統一した見解はない。それに伴い実際、保育所が内部でどのような役割分担をして家庭支援の業務を行なっているか、ケアワークで培った理念を基礎としたソーシャルワーク的支援のプロセス、およびそれを担う保育士の意識変容がどう現れているのかについての研究は見当たらない。課題を明らかにすることで、今後の保育現場における家庭支援の一つのモデルになり得ると考える。

本研究では、橋本(2017)が主張するケアワークを担う者(保育実践者)とソーシャルワークを担う者(子育て支援・相談援助を専任で担う者)とを区別して考える。ソーシャルワークを担う経験豊かな保育士が、不適切な養育等が疑われる家庭を支援する際のソーシャルワーク的視点に着目して、以下の2点について明らかにすることを目的とする。保育所内で第一に保育士の家庭支援におけるプロセスと意識の変容を明らかにし、第二に保育所におけるソーシャルワークの担い手について考察する。その上で、保育所に求められるソーシャルワーク的な家庭支援についての検討を行なう。

なお、「ソーシャルワーク的」と述べている所以は、学術的にも保育ソーシャルワークの見解が統一されていないこと、本論の中心が他機関との連携であり、ソーシャルワークの一側面にすぎないことから使用している。

II. 研究方法

保育所保育士が、専任として家庭を支援するプロセスおよび保育士の意識の変容を検討する必要がある。そこで、専任として家庭支援を行う保育士(以下、家庭支援担当保育士とする)が「保育所に家庭支援担当保育士は必要」と考えるに至った径路を分析するため、対象者の経験を抽出し、人の意識変容と維持のありように焦点をあてつつ、非可逆的時間とともに生きる人間の経験を総体的に描くことが出来る、複線径路等至性アプローチ(Trajectory Equifinality Approach: 以下 TEA)を用いて質的に分析する。

1. 調査対象と方法

指定都市である X 市の公立保育所に配置されている、家庭支援担当保育士

を調査の対象とした。X市は平成28年度時点で、市内に19箇所の公立保育所がある。市内の6地区に、各地区の拠点となる公立保育所に1名の主任保育士レベルの家庭支援担当保育士を配置し、市内全体で6名の家庭支援担当保育士が活動している。家庭支援担当保育士は、クラス担任保育士としてのキャリアを持った経験豊富な保育士で、家庭支援のみを行なうフリーの保育士である。X市の公立保育所を所管する課に調査協力をお願いし、調査の協力を得られた家庭支援担当保育士4名に、個別に面接調査を依頼した。調査協力者の概要を表1に示す。その他、基本情報として保育士としての勤務年数、家庭支援担当となつての経験年数を確認した。調査期間は2017年1月から12月までである。インタビューは、第1回目は2017年7月10日、第2回目は2017年8月17日に2回実施した。各インタビュー時間は概ね60分程度であり、面接は4名とも筆者が行なった。その後は2017年12月に2回の電子メールのやりとりを行った。

調査対象者が多いほど、類型を把握することが出来るであろうが、家庭支援推進事業として加配保育士がつく保育所は限定されることと、保育士が専任で継続的に家庭支援を担当している職員が稀少であるため、4名を調査対象とした。

データの収集場所はX市役所の会議室で行い、個別に面接を実施した。面接実施前に研究目的の説明等、面接録音の許可、プライバシー保護など説明した。なるべく協力者の語りを阻害しないようにしながらも、以下の質問内容に従って半構造化面接を行なった。質問項目は第1にクラス担任をしていた時、不適切な養育等が疑われる家庭への関わり、第2に家庭支援担当になるまでの流れ、第3に家庭支援担当になってからの保育士としての変化、第4に家庭支援担当としての保育士の今後、についてインタビューの流れに応じて質問した。

表1 本研究における協力者(2017年8月時点)

協力者	性別	保育年数	内家庭支援担当年数
E	女	27年5ヶ月	3年5ヶ月
F	女	26年5ヶ月	4年5ヶ月
G	女	25年5ヶ月	5年
H	女	25年5ヶ月	4年5ヶ月

2. 分析方法

本研究で TEA(サトウ 2012)を採択した理由は以下の2点である。第一に、クラス担任保育士から家庭支援担当保育士として、就業している時間の流れを通したプロセスを語りから明らかにすること、第二に、多様な経験をし心理的な揺れを感じたことや、保育士の意識の変容を可視化するのに効果的であると考えた。

TEA とは、径路の多様性と複線性を捉える「複線径路・等至性モデリング」(Trajectory Equifinality Modeling:TEM)⁽²⁾、対象選定の理論「歴史的構造化ご招待」(Historically Structured Inviting:HSI)⁽³⁾と、自己変容・発生を捉えるモデル「発生の3層モデル」(Three Layers Model of Genesis:TLMG)⁽⁴⁾を統合・統括する考え方である(サトウ 2015,p.4)。

TEA による分析は、以下の手順で行なった。まず第1回目の面接後、4名分の TEM 図を作成した。TEM 図の手順は①インタビューで得られた語りを意味のあるまとまりごとに切片化し、②語りから必須通過点(Obligatory Passage Point:OPP)、分岐点(Bifurcation Point:BFP)、さらに社会的方向づけ(Social Direction:SD)、社会的助勢(Social Guidance:SG)を加え、時間軸に沿って設定した。③4名とも語りの内容の着地点が<保育所に家庭支援担当保育士は必要>であったため、それを等至点(Equifinality Point:EFP)とし、両極化した等至点(polarized Equifinality Point:P-EFP)を<家庭支援担当の保育士は不要である>とした。その TEM 図を用いて2回目の面接を行い、過不足を調整した。その後、①をラベル化しそれを分析単位とし、②、③を経て4名の統合した TEM 図と、TEM 図の分岐点を元に協力者の意識の変容を可視化した TLMG 図を作成後、再度協力者と過不足の調整を行ない、トランスビュー的飽和⁽⁵⁾を確認した。

Ⅲ. 倫理的配慮

調査内容については、X市の担当課へ依頼し複数回にわたり事前に協議を行ない、研究内容の説明および倫理的配慮を説明したうえで調査協力への承認を得た。調査対象者には調査の趣旨、調査協力の可否は任意とし、辞退によって

保育所におけるソーシャルワーク的支援の可能性
 一問題を抱える家庭を支援する保育士の変容プロセスー

表2 TEA 分析のラベル (一例)

語り	概念	ラベル
E. ここの家庭のお母さんとの関係性は、こう言ったほうがいよいよと言うアドバイスを担任にはできていた。	必須通過点： OPP (多くの人に共通して生じる経験や状態)	2. 地域の子育て支援・自園の要保護児童・家庭の支援、担任の支援をする
F. 園庭開放、育児講座であったり、地域向けの未就学園児のサークルなどに行き手遊びなど教えたりしていた。		
G. 地域支援みたいなこともすごいしてたんで、家庭支援ですけど、未然に防ぐところで幼児教室で保育スタッフに入っていた。		
H. 今日親子関係なんかあるとか、子どもつまずいているとか、何となく毎朝見てたら、わかるからその時に、タイムリで声かけができた。		
E. 困難な保護者や子どものいるクラスを持っていた。子どもも家庭的にもしんどいよねといったお子さんを担任することが多く…	分岐点：BFP1 (等至点に対する 経路の分かれ道が 発生するところ)	1. 複雑な家庭環境で育ち、自己肯定感を持ちにくい子供を支援した
F. 子どもの虐待の内容は、ネグレクト。世話されていないし、兄弟も多かった。		
G. 家庭がすごく大変で、子どもが荒れてしまって、色々大変なことがあって心配なことがたくさんあった子どもがいた。		
H. ドア蹴って、縄投げるとか、その子が一番すごかったんですけど…もう受け止めきれない状態だったんです。		
E. 本当にこんなんでいいんだろうかという、自分自身が自信なくて…	社会的方向づけ：SD (等至点 (EFP) に至るありようを阻害する力として描き出される)	業務への不安
F. 他の園に行き話を聞いて、よくコーディネート的なことを求められても、なかなか最初は、アドバイスって言っても…		
G. 最初な時は、大丈夫かな、なにするんだろうとか、…不安がすごかったです。		
H. 最初は何やっていいか、わからなかったんです。		
E. 同じ園で担任から家庭支援担当になって、保護者もよく知っていたし、上司もフォローしてくれた。	社会的助勢： SG (等至点 (EFP) へ向かうありようを促進したり助けたりする力を意味する概念)	上司の支え
F. 4年前から家庭支援担当がいて、仕事が確立されていた。わからないことは上司に聞いていた。		
G. 前任者が同じ園にいたので、近くで色々聞いたり、引き続き教えてくれる人がいるから、すごく良かった。		
H. 私の辛い思いを上司はわかってくれて、よく理解してくれたのは大きかった。私のメンタルは上司が支えてくれた。		

何ら不利益が生じない旨および匿名性の保持等について書面で説明し、同意を得てインタビューを実施した。インタビューは調査協力者の許可を得て録音し

逐語化した。

なお本研究では、2016年12月15日に筆者が在籍する大学の研究倫理委員会による審査・承認を得て実施した（受付番号 H28-019）。

IV. 結果

4名の統合した TEM 図作成にあたり、インタビューを切片化し、ラベリングした一例を表2にまとめた。等至点<家庭支援担当保育士は必要>へ至るまでの径路を、BFP(保育士が活動の際に変容したと考えられる経験)を区切りとして、4名の統合した TEM 図の全体像を第 I～VI期に分類した。そして、BFPにあたる内容を中心に、TEM 図(図1)と4名の切片化したインタビュー内容を、保育士としての意識の変容を分析した(図2)。また SD と SG から、職務に対する社会的要因を分析し、BFP、SG、SD についての概念を表3にまとめた。以下では、TEM の概念で表した経験を期ごとに分けながら、保育士としての意識の変容過程を示していく。

1. 家庭支援担当保育士として支援するプロセス — TEM 図を用いて— <第 I 期>複雑な家庭環境で育ち、自己肯定感を持ちにくい子どもを支援した (BEP1～2)

4人の保育士ともクラス担任時代に、不適切な養育等が疑われる家庭の子どもを担任した経験があり、担任として保護者との関わり、また対象の子どもと集団での他児との関わりの中での保育実践に、かなり試行錯誤していた。E,F は、保護者へ子どもへの関わり方を変えて欲しいことを伝えるために、まず子どもを保育の中で変えていく、良いところを見つけ認める、それを保護者へ返すことを行なっていくうちに、保護者が子どもに対して目を向け始めてきて、保護者と子どもとの関係が好転したことを語っていた。G,H は、自分の園の子どもが園にいる時に一時保護される経験があり、その際の対応に苦慮し、戸惑い、無力感を持っていた。子どもと共に保育所で生活し、保護者の支援をしてきたのに、目の前で一時保護になったことに頭が真っ白になり、どうしていかかわらずショックを受けた体験が語られた。

表3 TEM 分析のための概念表

概念	本研究における意味
等至点：EFP	保育所での家庭支援担当保育士は必要
両極化した等至点： P-EFP	家庭支援担当保育士は不要である
分岐点：BFP (等至点に対する径 路の分かれ道が発 生するところ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 複雑な家庭環境で育ち、自己肯定感を持ちにくい子どもを支援した 2 家庭支援担当保育士となる 3 家庭児童相談室と連携する 4 民間園へ活動を広げる 5 市の所属課職員と保育所職員の兼務が取れる 6 成果は見えにくい親子の将来の希望を繋げる大切な役割を担っている
必須通過点：OPP (多くの人に共通し て生じる経験や状 態)	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭支援担当を拠点保育所に設置する 2 地域の子育て支援・自園の要保護児童・家庭の支援、担任の支援をする 3 公立の自園他園の要保護児童の情報収集及び要対協での報告
社会的方向づけ： SD (等至点 (EFP) に 至るありようを阻 害する力として描 き出される)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務への不安 ・担任時代とのギャップ ・園の内外の業務配分 ・家庭支援の役割を見失う ・業務へのジレンマ ・担当引き継ぎの不安
社会的助勢：SG (等至点 (EFP) へ 向かうありようを 促進したり助けた りする力を意味す る概念)	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所の役割の変化 ・上司の支え ・親の見立ての変化 ・園内の連携 ・家庭支援担当同士の支え ・児童虐待予防への思い

<第Ⅱ期> 家庭支援担当となって慣れない業務への不安 (BFP2～3)

市の方針で、初めて家庭支援担当を拠点保育所に配置することが決まり、4人は家庭支援担当となった。誰も経験したことがない業務であり、初めは担当地区の公立保育所を巡回し、要保護・要支援家庭の子どもの様子を見て担任と情報交換をし、家庭支援担当保育士が所属する保育所では、ケースに対し従来から実施している個別の支援計画を立て支援していた。所内の要保護・要支援家庭の保護者対応、地域の未就園児を持つ保護者の支援を直接的に行なった。

クラス担任時代から所属していた保育所で家庭支援担当になった保育士に比べ、家庭支援担当になって異動があり、初めての職場で一から業務に携わった保育士は、保育所に慣れることから始まり大変な思いを抱えていた。

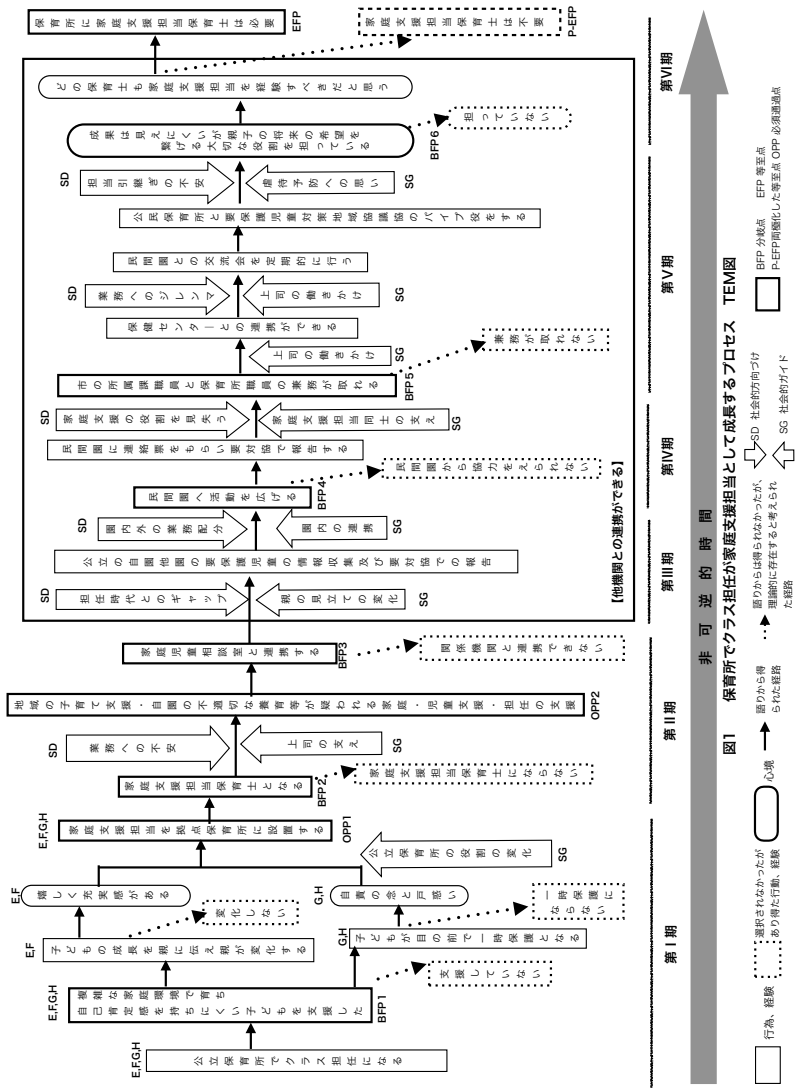


図1 保育所でクラス担任が家庭支援担当として成長するプロセス、TEM図

保育所におけるソーシャルワーク的支援の可能性
—問題を抱える家庭を支援する保育士の変容プロセス—

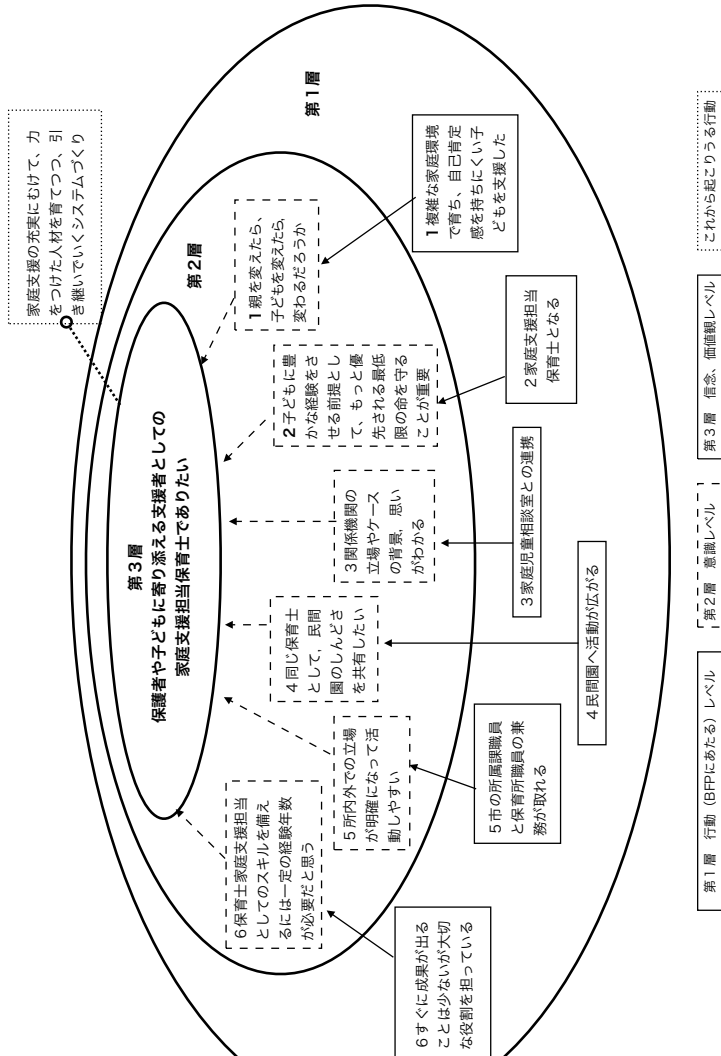


図2 TLMGで可視化した家庭支援担当保育士の意識変容の概念図

語りから、「最初なった時は大丈夫かな、何するんだろうかとか、すごい不安が大きかった」「本当にこんなんでもいいんだろうかという、自分自身が自信なくて」といった不安があった。

＜第Ⅲ期＞ 家庭児童相談室と連携する (BFP3～4)

家庭児童相談室との連携は、不適切な養育等が疑われる家庭の連絡票（個別シート）を受け取り、要保護児童対策地域協議会の連絡会に参加し、会議の方針を保育所に返すといった内容であった。家庭児童相談室との連携のなかで、初めて聞くような専門用語があり、保育とは別に相談援助等、必要な知識を学ぶ必要に迫られたと語る。家庭児童相談室とは良好な関係ができていて、ケースの相談を随時行なっていた。保育とは違う業務に日々戸惑っていたと語る。

ケースの子どもや保護者には、担任時代であれば表面上しか知り得ない内容であったことも、家庭児童相談室と情報共有により親子の背景を知り、なぜこのような不適切な状態になったのか理解できたと語る。保育所に「全く荷物なく身1つで来る子もいるし、13時とか14時位に身1つでくる。何？って言う感じで、他の子が寝ているところでドロドロで、何の荷物も持たなくて」きた子どもと親に対し、「よく来たねってなんでも受け入れたいくなる。親のことなんでも受け止めたい、受け入れてあげたい思うんだけど、受け入れるのと、なんでも許すのは違うんだなって思っている。ここは頑張ってる欲しいってところは、(保護者に)その中でも言っていないといけないと思っている」と語る。情報については「担任にはある程度話せることと、話せない内容とがあり」慎重に扱わないといけないと思ったと語る。

＜第Ⅳ期＞ 所外へ業務の幅を広げる（民間保育園との連携）(BFP4～5)

地区内の民間保育園にも不適切な養育等が疑われる家庭の連絡票を受け取り、要保護児童対策地域協議会の連絡会で情報共有を行なう。民間保育園には気を使うことが多く、不適切な養育等が疑われる家庭のケースで、困っていることはないか尋ねるために電話連絡すると、「なに？だれ？」といった様子で受け入れが難しい民間保育園もあった。しかし、元々家庭児童相談室のケースが在籍している民間保育園では、受け入れはよかった。家庭支援担当保育士

は、民間保育園のケースの子どもについて情報共有をすることで、それを要保護児童対策地域協議会で報告するといった、パイプ的役割ができるようになっていったと語る。担当地区の公民の保育所におけるケースの子どもについて、各保育所から情報を集約し、そこで同じ保育士の目線でアドバイスを行なうといった、ピアカウンセリングのようなことを行い、それを家庭児童相談室に保育所の代表として報告するを行なっていたと語る。

<第Ⅴ期> 2つの所属を使い分け、さらに業務を拡大し他機関との連携を図る (BFP5～6)

家庭支援担当保育士は、民間保育園や保育施設等と連携する機会が増え、一保育所である、A 保育所の家庭支援担当という立場で活動することに違和感を持つようになった。地区に1名の家庭支援担当が配置されており、その地区を支援の範囲としていることから、X市のB地区の家庭支援担当、という肩書きを持つ必要性を上司と相談した。上司が市役所内で重要性を訴え、X市立A保育所兼X市役所B地区担当の家庭支援担当といった、2つの肩書き(兼務)を取ることができ、スムーズな連携ができるようになった。

民間保育園のケースについては、所内では上司に相談しないが、家庭児童相談室と情報共有やコンサルテーションを受ける他、X市の家庭支援担当が定期的集まる時などに、ケースの相談やスムーズな連携について互いにアドバイスするピア・スーパービジョンを行っていた。さらに保育所に限らず、X市にいる未就園児の子どもたちの支援にも業務の幅を広げ、保健センターの保健師と連携して、乳幼児健診の際に保育園での園庭解放等の子育て支援の誘いを行なった。

他方、家庭児童相談室や児童相談所等のケース会議に、当該保育園と共に家庭支援担当も参加していたが、自分たちの役割を見失う時もあったと次のように語る。「自分たちの役割がわからないこともあって、ケースを動かすのは家庭児童相談室であったり、児童相談所であったり」しており、自分たち家庭支援担当は保育所をつなぐだけと思うこともあった。だが同じ保育所の立場がわかることで応援ができ、他機関の立場もわかる家庭支援担当の重要性が理解できたと語る。その中でも当該保育所とともに要保護児童対策地域協議会に出席

し、家庭引き取りとなる子どもの地域での支援について、連携している関係機関の立場も理解しつつ、保育所の立場としてともに、子どもにとって一番いい方法を考え、語ることができたことが、家庭支援担当保育士の必要とされることも述べている。

不適切な養育等が疑われる家庭への支援を続けていくことで、これからは虐待の未然予防、早期発見をすることに重きを置くことの重要性を感じる。問題が深刻になってしまってからではなかなか支援が届きにくいとの語りがあった。

＜第Ⅵ期＞ 成果は見えにくいが親子の将来の希望を繋げる大切な役割を担っている (BFP6～EFP)

家庭支援担当を担う保育士の任期、異動の時期は難しい。「長く続けるエキスパートを作ることも大事かもしれないが、やっぱり交代して知識とか経験とか積んだ上で、また違う保育業務に就くっていうのも大事」かと思案したり、これだけの業務をすぐに交代して、次の家庭支援担当が戸惑わないかなどの語りが聞かれた。

しかし、「これからの時代、各保育所に家庭支援がいると思う」とか、「個別対応してほしい保護者がすごくいっぱい増えてきている」「この子にとってこの親を全力で、考えるっていうか、全力で毎日見るっていうか、それは専任でないといけない」「担任を支える家庭支援担当でいたい」などの思いを語る。

2. 保育士の意識の変容 — TLMG を用いて —

図2は、4人の保育士の統合したTLMGであり、保育士としての意識の変容を可視化したものである。様々なBFPの経験から意識が発生し、また意識が行動を生み、さらに意識が生じることが示された。

まず第1層のBFP1＜複雑な家庭環境で育ち、自己肯定感を持ちにくい子どもも支援した＞は2層では＜子どもを変えたら、親を変えたら、変わるだろうかと＞といった意識レベルがあり、BFP2＜家庭支援担当保育士となる＞の後、＜子どもに豊かな経験をさせたいということより、もっと優先される最低限の命を守ることが重要＞という意識が生じ、BFP3＜家庭児童相談室と連携する＞

という経験後、〈関係機関の立場やケースの背景、思いがわかる〉という意識が生じ、BFP4〈民間保育所へ活動を広げる〉という経験後、〈同じ保育士として、民間保育所のしんどさを共有したい〉という意識が生じた。BFP5〈市の所属課職員と保育所職員の兼務が取れる〉の後、〈所内外での立場が明確になって活動しやすい〉という意識が生じ、BFP6〈成果は見えにくいだが親子の将来の希望を繋げる大切な役割〉後、〈保育士家庭支援担当としてのスキルを備えるには一定の経験年数が必要だと思う〉という意識が生じた。

V. 考察

以上の調査結果から本研究で目的とした、(1) 保育士の家庭における支援プロセス、(2) 保育士の意識の変容について、(3) 保育所におけるソーシャルワークの担い手について、(4) 保育所に求められるソーシャルワーク的な家庭支援、について考察する。

(1) 保育士の家庭における支援プロセス — TEM 図 SD,SG を中心に—

行動への阻害・抑制する力が働く6つのSDをまとめると、新設された家庭支援担当に対する不安、つまり今までの子どもの保育実践であるケアワーク中心であった活動とは違うソーシャルワークが中心となることへの漠然とした不安が、経験を積んでいく過程で細分化された不安となりSDとなって、EFPへ至る途中、阻害していたことがうかがえる。

行動を後押しし、援助的な力が働く6つのSGをまとめると、保育士が不適切な養育等が疑われる家庭・児童の支援に積極的に取り組めるように、家庭支援担当を支える上司の後押しがあり、家庭支援担当同士の仲間の存在、子どもや家庭に寄り添って支えたいといった家庭支援担当の思いが、EFPへ促進する概念となった。どんなに専門性を身につけたとしても、家庭支援担当のみの力では、不適切な養育等が疑われる家庭の支援は困難であることが示唆された。

調査対象者の4名が、クラス担任をしていた当時は、家庭支援担当の保育士は存在せず、不適切な養育等が疑われる家庭・児童に対して、主任保育士や施設長に助言をもらったり、場合によっては保護者に対し、主任保育士や施設長

が直接支援する状況があった。家庭支援担当が配置されてからは、「(家庭支援担当という)パイプ役がいることで、丁寧な支援ができるし活かせるようになった。クラス担任が補えないところをフォローし、活かした支援になっている」といった、クラス担任からの意見も出ていると語られている。4名の家庭支援担当は、表面上だけの支援にとどまらず、もっと入り込んだ継続的支援ができていると思料される。

(2) 保育士の意識の変容 — TLMG 図を中心に —

TLMG 図の第2層の3に「関係機関の立場やケースの背景、思いがわかる」>は、クラス担任をしているだけでは、意識できなかったことであり、家庭支援担当を経験することで、ケアワーカーが主体だったクラス担任時代にあまり考えていなかった子どもや保護者の背景への視点や、不適切な養育等が疑われる家庭・児童に対する支援のテクニック、他保育所、関係機関との連携などを経験する過程で、保育士の意識の変化が起こり、さらにケアワーカーとしての子ども支援と、ソーシャルワーク的視点を持つ家庭支援のスキルが高まっていくことが示唆された。4名の保育士は家庭支援担当になり、アセスメントに基づいた支援をしていくことで、一般的に望ましいと思われる親子の姿、つまり相対評価としての親子の見方ではなく、その親子の背景や文化にあわせた絶対評価としての親子の見方で、支援内容を考えようと思案していることが示唆される。

今までの研究では、保育所で行われるソーシャルワークとして、子育て支援いわゆる保護者面談、育児相談等を指すことが多かった。それは、虐待予防としてのポピュレーション・アプローチに近い内容である。しかし、家庭支援担当の保育士は、ハイリスク・アプローチに積極的に取り組み、さらにポピュレーション・アプローチも行っていた。保育士は、関係機関との連携を重視し、子どもや家庭を取り巻く環境に働きかける間接的支援と、家庭や子どもに直接支援を意識し実施できていたと考える。このような、ハイリスク・アプローチを経験している家庭支援担当の保育士は、例えば園内では見えにくい児童虐待に気づいたり、他の保育所から相談されたりした場合にも対応できると考える。

笠原・加藤(2011)は、保育士の児童虐待の発見に対する実態調査を行なっ

ているが、それによると、虐待についての保育士の知識の偏りや欠如が、早期発見や通告が遅れる要因の可能性を示唆している。クラス担任は、不適切な養育等が疑われる家庭・児童を発見しやすく、また直接的な支援やモニターもでき把握しやすい。しかし、クラス担任は子どものケアと保護者支援の双方を行ない、長時間保育や保育士の時間差勤務等で業務は多忙を極めている。保育士による家庭支援担当の存在は、保育所での虐待の早期発見から早期支援へと切れ目なく行なえることが期待される。

家庭支援担当の保育士は、ケースワーク（個別支援）も行ないつつ、公民保育園との横の繋がり、市の要対協事務局や保健センターとの連携支援を行なっていることは、非常に画期的で、保育経験を活かして、同じ立場の保育士を支援し、他機関と連携をする、新しい支援システムとして、注目すべきである。

(3) 保育所におけるソーシャルワークの担い手

保育所におけるソーシャルワークの担い手として、親和性があると考えられるスクールソーシャルワーカー（以下 SSWer）の存在がある。実際に採用されているスクールソーシャルワーカーの所有する資格は、教員免許が最も多く、社会福祉士、精神保健福祉士などが続き、資格なしといった職員も存在する（駒田ら 2015; 山野 2015:p.76; 門田 2010:p.122）。一方、SSWer は社会福祉士、精神保健福祉士などの福祉に関する専門的な資格を有するものが望ましいとされている（文部科学省 2017）。

保育所におけるソーシャルワークの担い手として考えられるのは、SSWer のように相談援助の専門資格である社会福祉士が望ましいと考えやすい。だが支援対象となる乳幼児は、自分の意思を表現することが困難であったり、不適切な養育をされていても当事者である乳幼児自身が、それを不適切と発信する力を持ち合わせていない。周りの大人の支援なしでは十分に生きていけない乳幼児を支援するには、その発達段階を熟知し、言葉に出さない思いや表情を汲み取れることが支援につながる。故に単にソーシャルワークの専門知識だけでは困難と考えられ、本研究の対象保育士のような、熟練した保育士がソーシャルワークの研鑽を積み、家庭支援を行なうことが望ましいと考える。理想を言えば、社会福祉士、保育士の双方の資格を持ち、どちらも経験年数が一定ある

者が良いと考える。

(4) 保育所に求められるソーシャルワーク的な家庭支援

保育所は乳幼児とその保護者を支える場である。そして人生の最初の集団所属機関でもある。保育所が、最初から丁寧に家庭支援をすることは児童虐待の予防になる。家庭支援担当保育士は、民間保育園、家庭児童相談室、保健センターとの連携を定期的に行っていた。X市だけでなく、どの地域でも同様のサービスが受けられるように、保育所を子育て支援の拠点として、家庭支援担当保育士がSSWerや子育て世代包括支援センター（母子保健）、学校のSSWerとの連携をすることで、子ども期の切れ目のない支援が実現できるようにすべきである。

所内で抱え込んでいたり、問題のある子どもに気づくのが遅れたりすることを防いだり等、困難な問題を抱える保護者や子どもにおいては、家庭支援担当保育士がいることで、情報共有や連携が密に行なわれることができる。さらに、ケースに対する直接支援については、所内にいる時、様子を観察したり、主任保育士と情報共有しながら、時に主任保育士が支援したりしながらと、役割分担できていた。決して、家庭支援担当保育士だけが、困難な保護者・子ども対応をするのではなく、所内全体で行なっていく姿勢が感じられた。所内全体で言えば、それ自体がソーシャルワークであると考ええる。

VI. 研究の限界と今後の課題

本研究は、不適切な養育等が疑われる家庭への支援を中心に行なっている家庭支援担当の4名の保育士にインタビュー調査を行ない、そのプロセスと意識の変容についてTEAを用いて質的に分析した。家庭支援推進保育事業を実施できる保育所は限られており、その加配保育士の4名という対象者からも、一般化を目指した研究ではなく、対象の理解を深め、起こりうる可能性について考察することを主眼としている。本研究で分析検討した、保育士が行なうソーシャルワーク的な支援のプロセスや意識変容は、今後の保育所でのソーシャルワークのシステム作りの一助として生かされるのではと期待している。しかし、

保育士はケアワークが主体である。X市のように、所長、主任保育士に加え、主任クラス級の専任の家庭支援担当保育士を配置するといった、人的環境面の配慮が法的に進む必要がある。家庭支援担当をどのような配置形態で配置するかについても、議論の余地がある。また、本論ではあまり触れなかったが、実際の困難な家庭におけるケースワークをどのように実践しているか、保育士の具体的な支援内容の解明など課題であると考え。

保育所のソーシャルワークを中心とする家庭支援を、どう想定し学校のようにシステム化するのが今後の課題となるであろう。X市の公立保育所は、SSWerのように専任の家庭支援担当の保育士を一定期間異動させることなく地区毎に配置していた。子ども・家庭を支援していくことは、国の責務でもある。

また、児童福祉法第二条では「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定されており、公立保育所もその一員として、配慮の必要な子どもと家庭への支援に向けて積極的な配置を進めることが重要であろう。もちろん、保育所そのものが、いわゆる「公共財」(OECD 訳書 2011, pp.44-47, pp.503-504)であり、これからの保育所は、公私ともにその役割を担う必要があるが、公立保育所は、他の行政機関とも連携がしやすく、情報共有もスムーズに行われる可能性が高いため、より一層の役割が期待されるべきであろう。ただし、保育士がソーシャルワークを行なう場合は、保育経験年数や相談援助等の研修、養成カリキュラム等を整理していくことは、今後避けて通ることのできない課題であるといえる。

謝辞

本研究に協力して下さったX市の職員の皆様、そしてご自身の体験を語ってくださった4名の公立保育所保育士の方々に心より御礼申し上げます。論文執筆にあたり、ご指導くださった先生方に厚く御礼申し上げます。

注

- (1) 家庭支援担当保育士は、平成 29 年 4 月 17 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「多様な保育促進事業の実施について」(雇児発 0417 第 4 号 各 都道府県知事 政令都市市長中核市市長 宛)の家庭支援推進保育事業で加配された保育士である。加配の対象児童は、「日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童」とし、入所児童の 40% 以上であるとしており、特殊な事例である。また、配置された保育士は対象「児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと」とある。

X 市では、家庭支援担当保育士を配置するにあたって三つの背景があった。第一に要保護児童の増加、第二に地域子育て支援の必要性(虐待予防、早期支援)、最後に公立保育所の役割分担の推進(パイプ役)である。家庭支援担当保育士の主な業務は、①担当地区の公民保育所に入所している要保護家庭・要支援家庭の状況を把握し、関係機関と連携し、支援方法を調整する、②地域の子育て家庭への支援、③各地区の民間保育施設等と共に保育・教育内容の向上に向け、事務局の役割を担うとしている。

主任保育士は各保育園に配置されているが、主任保育士の業務は、園内の保育業務のスーパーバイズと、園内の育児不安がある保護者に対しての予防的支援を行っており、家庭支援担当とは業務をすみ分けしている。

- (2) TEM は、等至点に至る複数経路を描く方法である(サトウ 2015,p.5)。個々人がそれぞれ多様な経路を辿っていたとしても、等至点に至る。その等至点に至るまでの人間の発達や人生経路の多様性・複線性の時間的変容を捉える分析・思考の枠組みモデルである(荒川他 2012,p.97)。
また、TEM では 1・4・9 の法則という経験則を提唱しており、1 人では個人の経路の深みを探ることが出来、4 人の話を分析すれば多様性がみえ、9 人では経路の類型を把握することができる(サトウ 2015,p.28)。
- (3) 歴史的構造化ご招待は、「研究者が興味を持った等至点的なイベントを実際に経験している実在の人をお招きして、その話を聞くという手続き」である(サトウ 2015,p.5)。
- (4) 分岐点においては、新しい促進的記号が発生していると考えられており、その発生が人を新しい選択肢へと誘う。発生の三層モデルは、TEA における「自己のモデル」であり、三層を想定する。中心の第三層は価値、促進的記号が発生すると考えられる第二層は記号、第一層は行為の層を意味する(サトウ 2015,pp.7-8)。
- (5) トランスビュー的飽和とは、研究者と参加者が何度かのやり取りを経て双方が納得する TEM 図を作れたと考える時が一種の飽和であり、研究の終了を意味しても良いとされている(サトウ 2015,pp.25-26)。

文献

- 荒川歩・安田裕子・サトウタツヤ 2012「複線経路・等至性モデルの TEM 図の描き方の一例」『立命館人間科学研究』第 25 号,pp.95-107。
- 原田明美・坂野早奈美・中村強士 2011「保育ソーシャルワーク論の試みー「子どもの貧困」問題からのアプローチ」『あいち保育研究所研究紀要』第 2 号,pp.55-67。
- 橋本好広 2017「保育ソーシャルワークの動向と課題」『足利短期大学研究紀要』第 37 巻,pp.19-23。
- 伊藤良高 2014「保育制度・経営論としての保育ソーシャルワーク」日本保育ソーシャルワーク学会編『保育ソーシャルワークの世界ー理論と実践ー』晃洋書房,pp.21-32。
- 門田光司 2010『学校ソーシャルワーク実践ー国際動向とわが国での展開ー』ミネルヴァ書房
- 笠原正洋・加藤和生 2011「保育所保育士による児童虐待の発見と通告に関する実態調査」『中村学園大学・中村学園短期大学部研究紀要』第 43 号,pp.13-19。

保育所におけるソーシャルワークの支援の可能性
 ー問題を抱える家庭を支援する保育士の変容プロセスー

- 駒田安紀・山野則子 2015「社会福祉士・精神保健福祉士資格所有状況による実践の差の検証ー効果的スクールソーシャルワーカー配置プログラム構築に向けた全国調査よりー」『学校ソーシャルワーク研究』第10号,pp.37-48.
- 厚生労働省 2017「保育所保育指針」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000160000.pdf> 2018.9.3
- 厚生労働省 2018「保育所保育士指針解説」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000202211.pdf> 2018.9.18 pp.353-355.
- 宮崎由紀子 2012「まとめと展望」伊藤良高・香崎智郁代・永野典詞・三好明夫・宮崎由紀子『保育現場に親和性のある保育ソーシャルワークの理論と実践モデルに関する一考察』熊本学園大学論集 総合科学,pp.1-21.
- 文部科学省 2017「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/11/17/1398120_4.pdf 2018.1.6
- OECD 2006 *Starting Strong II : Early Childhood Education and Care*, OECD Publishing (OECD 編著、星三和子・首藤美香子・大和洋子・一見真理子訳 2011『OECD 保育白書ー人生の始まりこそ力強く：乳幼児期の教育とケア (ECEC) の国際比較 明石書店)
- サトウタツヤ 2012「第4章 理論編ー時間を捨象しない方法論,あるいは,文化心理学としてのTEA」安田裕子・サトウタツヤ『TEMでわかる人生の径路ー質的研究の新展開』誠信書房,pp.209-242.
- サトウタツヤ 2015「第1部 TEAの基本と理論的背景 1章 TEAというアプローチ」安田裕子・滑田明暢・福田茉莉・ほか編『TEA理論編 複線径路等至性アプローチを活用する』新曜社,pp.3-8,pp.24-28.
- 曾和信一 2006「人権保育と『同和』保育」『四條畷学園短期大学紀要』39,pp.1-12
- 寺田清美 2011「主任保育士の実態とあり方に関する調査研究報告書」社会福祉法人日本保育協会 http://www.nippo.or.jp/research/pdfs/2010_03/2010_03_04.pdf 2018.12.28
- 千葉千恵美・鑑さやか・渡辺俊之 2007「保育所保育士による家族支援ー27例のケース検討会からー」『高崎健康福祉大学紀要』第6号,pp.91-104.
- 千葉千恵美 2014「子育て支援における保育ソーシャルワーク」日本保育ソーシャルワーク学会編『保育ソーシャルワークの世界ー理論と実践ー』晃洋書房,pp.44-55.
- 鶴宏史 2009『保育ソーシャルワーク論ー社会福祉専門職としてのアイデンティティー』あいり出版
- 土田美世子 2012『保育ソーシャルワーク支援論』明石書店
- 山野則子 2015「第4章 全国調査によるプログラムの検証」山野則子編著『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワークー現場で使える教育行政との協働プログラム』明石書店,pp.75-99.